

補助メニュー	太陽光発電設備 (5.10kW以下の自家消費型)	蓄電池	高効率給湯器	コージェネレーションシステム	電気自動車(車載型蓄電池)	充放電設備
補助対象費用	太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電電力計、発電量表示装置、売電電力量計、パワーコンディショナー、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む。)は対象外とする。	蓄電池部(リチウムイオン蓄電池、バインド電池)、電力変換装置(蓄電池及び太陽光発電設備に併用できるものを含む。)、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む。)は対象外とする。	ヒートポンプユニット、ガス補助熱源機、貯湯ユニット等の本体部分、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む。)は対象外とする。	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等の本体部分、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む。)は対象外とする。	車両本体の購入に関する費用。	本体部分、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む。)は対象外とする。
補助金額の算出方法	・①②のいずれか低い方(千円未満切り捨て) ①「設備費＋工事費」(税抜) ②容量(kW)(太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方)×(ベース分7万円+協調補助4万円) ※協調補助分の予算はなくなりました。	・①②のいずれか低い方(千円未満切り捨て) ①「設備費＋工事費」(税抜)×1/3 ②容量(kWh)×5.1万円	・「設備費＋工事費」(税抜)×1/2(千円未満切り捨て)	・「設備費＋工事費」(税抜)×1/2(千円未満切り捨て)	・蓄電容量×1/2×4万円/kWh	「設備費＋工事費」(税抜)×1/2(千円未満切り捨て)
1件あたりの補助金額上限(円)	ベース分350,000円 +協調補助分200,000円 ※協調補助分の予算はなくなりました。	750,000	200,000	500,000	経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(CEV補助金)」の交付額 または85万円のいずれか低い方の額	1,500,000